



▲先生に続いて式場へ（阿知須小で）

造花のアーチが歓迎

よろこびと不安の新入生

四月も下旬。桜はわずか半月で葉桜と変りました。八日に入学式を済ませた子どもたちは、ようやく学校生活に慣れてきたようですが、それでも、入学式の感激は本人も親も今もって温めているようです。

初めて会う先生。幼稚園・保育園と違って大きな建物。長い廊下。よろこびと不安が交錯する中での記念すべき日でしたが、おにいさん、おねえさんたちが作った花のアーチをくぐり抜けたとき、一年生になったこと、やさしく迎えられることを感じとったようです。

○
今春、阿知須小学校に入学した児童数は六十一人（男40女21）井関小学校は三十人（男14、女16）阿知須中学校の新入生は百二人（男40、女62）です。

しかし、近年は出生率の低下で在校生が減少傾向にあり、特に中学校は四月八日現在、三百二十一人（男138、女183）で前年より三十三人減りました。

建設工事の施工状況 平成3年10月～4年3月

工 事 名	落 札 金 額 円	落 札 業 者 名	工 事 場 所
阿 知 須 漁 港 改 修	28,634,000	吉 南 土 木 工 業 所	築 地
岡 山 第 二 共 葬 墓 地 新 設	7,570,500	石 川 建 設	岡 山
阿知須小学校屋内運動場災害復旧	8,652,000	阿知須住宅協同組合	浜
岡山霊園管理棟災害復旧	2,657,400	山 本 工 務 店	岡 山
岡山霊園管理棟改修	4,429,000	〃	岡 山
西岐波野口線道路改良	33,990,000	玉 川 建 設	引 野
縄 田 地 区 側 溝 改 修	3,038,500	阿 知 須 建 設	縄 田
中 学 校 屋 上 防 水	2,214,500	若山・長沢建設共同企業体	沖の原
中学校バレーコートフェンス取替	5,253,000	大 和 興 産	沖の原
阿知須小学校屋内運動場(床)改修	2,266,000	阿知須住宅協同組合	浜
仙 在 ・ 岡 線 道 路 改 良	1,699,500	玉 川 建 設	赤 迫
阿 知 須 漁 港 排 水 路 改 修	3,090,000	吉 南 土 木 工 業 所	築 地
杖 川 道 路 改 修	4,017,000	玉 川 建 設	杖 川
浜 ・ 西 条 下 水 路 改 修	4,944,000	石 川 建 設	浜・西条
河 内 地 区 防 火 水 槽 設 置	4,120,000	玉 川 建 設	河 内
井 小 敷 地 排 水	1,699,500	〃	岡
阿 知 須 漁 港 改 修 関 連	4,223,000	吉 南 土 木 工 業 所	築 地
阿知須漁港海岸保全施設整備関連	2,266,000	〃	遠 石
本 由 良 河 内 原 線 側 溝 改 修	2,142,400	玉 川 建 設	河 内
西岐波野口線道路改良関連	1,802,500	〃	引 野

国保つて なあと

一人残らず加入義務

病気やケガは、ほとんどがある日突然わたしたちを襲ってきます。

こうしたとき、お金がなくて医師にかかれなかつたらたいへんなことです。

またかかれても、それが大病や大ケガだったら、はかり知れない経済的負担を背負わねばならないでしょう。

こうした事態に備えて、日ごろからお互いが収入に応じたお金を出し合い、いざというときに医療費などの面倒を見合う仕組みが医療保険制度です。

わが国は全員が何らかの健康保険に加入する(国民皆保険制度)ことになっており、職場などの医療保険に入っていない人は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

この医療保険制度は、わたしたちの暮らしと健康を守るための最も大切な制度なのです。

〔保険者と被保険者〕

国民健康保険(国保)の事

業は、わたしたちが住んでいる市区町村が運営しており、運営するものを「保険者」といいます。

また、国保に加入する人を「被保険者」といいますが、国保には、職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべてこの国保に加入しなければなりません。

〔一人ひとりが 被保険者です〕

国保の加入者は、世帯主も家族もみんな一人ひとりが被保険者になります。

そして保険料を払い、保険の給付を受けることとなります。加入は世帯ごとです。

同じ住居に住み、家計が一緒の人は同じ世帯として扱われ、一枚の被保険者証(保険証)に世帯全員の被保険者名が記入されます。

〔住み込みの人は 独自加入〕

ただし、住み込みの店員さんやお手伝いさんなどで雇い主の世帯と生計を別にしている人は、別世帯となり、それぞれが独自に加入し、世帯主、被保険者となります。

各課からのお知らせ

建設課

局線 654115
有線 2121

建築は確認の手続きを経て

不法建築は除去も

最近、本町で建築確認の続きを経ずに建設する人が増えています。

建物の新築、増改築などは必ず建築確認申請をし、県から確認通知書を受けた後、建築工事に着手しましょう。

建築しようとする人（建築主）は、着工に先立って県の建築主事に確認申請を提出することが建築基準法で義務づけられています。

建築主事はこれに基づいて建築物の敷地、構造、設備など法や基準に適合しているかどうかを審査します。

その結果、問題のないものには確認通知書を本人に渡すことになっています。

本町では建物を建てる場合はすべて確認申請が必要です。ただし、増改築の場合は十平方メートル以下は確認はいりません。

建築確認を得ないで「建築基準法」に違反した建築をす

合は懲役又は罰金などに処せられる場合がありますのでくれぐれも注意してください。

ると、建築主や、工事施工者または監理者などに対して、工事施工の停止、違反建築物の除去、使用禁止、使用制限などを命令する場合があります。また著しく公益に反する場合

教育委員会
社会教育課

局線 652022
有線 4892

スポーツ災害

見舞金を増額

通院は1日600円に

阿知須町スポーツ災害共済会規約が四月から改正され、見舞金が増額されました。

スポーツ災害共済は町や町教育委員会、町体育協会、区および関係団体が主催する行事に参加した際、負傷や病氣、死亡した人に見舞金を支払おうとする制度です。

掛け金は人数によって異なりますが、現在、町内会でもとめて納入されています。最高は砂郷三区で年間五千五百円。見舞金は個人に支払われることになっており①普通見舞金

（入院・通院）②特別見舞金（診療期間が十日以上の負傷）③死亡見舞金の三種があります。見舞金は次のとおり

▽普通見舞金―入院・通院とも一日につき六百円（現行五百円）。最高限度額は百五分六万円（同五万円）

▽特別見舞金―十日以上の負傷で医師の診断書に基づいて支給。千円―五千円引き上げ

10～19日 六千円

20～29日 一万二千元

30～39日 一万八千元

40～49日 二万四千元

50日以上 三万円

▽死亡見舞金―二十万円（現行どおり）

手続きは①スポーツ、レクリエーション、奉仕活動の場合団体責任者が行事開催の七日前に事業届を事務局（公民館）に提出②事故が発生した場合、団体責任者が「災害見舞金給付申請書」を事務局へ提出することになります。添付書類として「災害報告書―責任者記入」「医療報告書―医師が記入」がいります。

住民課

局線 654112
有線 2132（福祉）
2135（戸籍）

新年度の手続きを

まごころタクシー券

町のまごころタクシー券を利用される人は年度が変わるごとに手続きが必要です。

このタクシー券は身体障害者手帳「一種」か療育手帳「A」を持つておられる人がタクシーに乗られたとき、基本料金を町が負担するものです。

該当者でこの券を希望される人は手帳と印鑑をもって住民課で手続きをしてください。

三月まで利用されていても四月からは改めて手続きが必要です。

昨年度は十四人が手続きをして六万七千二百六十円利用されました。

納めにくい人
には免除制度

国民年金保険料

国民年金の第一号被保険者（自営業などで他の年金に加えていない人）で、保険料を納めることが著しく困難な人には、保険料の免除制度があります。

免除には①法定免除②申請

免除の二つがあります。

免除を受ける、年金の加入期間はそのまま加算されますが、受給額は、その期間分は通常の三分の一になります。

①法定免除

▽生活保護法による生活扶助を受けている人

▽障害基礎年金または被用者年金の障害年金（一級二級）の受給権者

②申請免除

▽所得が少なかつたり、病氣やケガなどで経済的に年金保険料が納められない人

▽その他保険料を納付することが困難な特別の理由のある人

保険料が納められないからといって、毎年の届出を忘れると、年金加入期間が不足して、年をとっても年金が受けられなくなる場合がありますので、必ずご相談ください。

国民年金は加入期間が二十五年以上でないとい受給できません。

この場合、他の年金の加入期間と合わせて計算することできます。



ごみの収集日 5月

ごみの収集時間

前日午後五時～当日午前八時

町指定袋の販売

町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長（二部）宅で販売します。清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは（月・土）、午前八時半～正午、午後一時～午後二時まで。（祝祭日は出せません）

不燃物ゴミの収集日

（町内全域）
○ビン、ガラス、灰など（第1、3木曜日）

7日 21日
（木） （木）

○空缶、鉄類（第2、4木曜日）

14日 28日
（木） （木）

可燃ゴミの収集日

阿小校区（岩倉を除く） 月・水・金

1日	6日	8日	11日	13日	15日	18日
20日	22日	25日	27日	29日		

井小校区（岩倉を含む） 火・土

2日	（6日）	9日	12日	16日	19日	23日
26日	30日					

（ ）は変更後の収集日

おし らせ



憲法週間
(5月1～7日)

趣味を生かし、個性伸ばす

町教委主催の学級・講座

町公民館では町民のみなさんの生涯学習のお手伝いをしています。

婦人学級

自分の生きがいや人生を豊かにするために「一人ひとり学習」を目標に、学級・講座に参加されませんか。

今年度、町公民館を利用して開かれる各種講座・稽古ことは三十五グループあります。

また、町公民館主催の教養講座は年間十講座を予定しています。

自分の趣味、個性に合わせてお選びください。

申し込み、問い合わせは町公民館(☎57-1022)へ。

父 親 学 級

①五月～七月(七回)
②小・中学生を持つ父親

県営住宅の 入居者募集

宇部市北琴芝に新築

県では宇部市北琴芝に建設中の県営住宅の入居者を募集しています。

▽建物 四階建3DK①一種八戸、家賃月額四万二千六百円②二種八戸、三万一千三百円。五月中旬入居予定
▽申し込み 四月二十七日から五月八日まで
山口県庁住宅課か宇部土木

社会見学など

高齢者教室

①四月二十三日～二月二十四日(十回)
②六十歳以上
③ゲートボール、大運動会、レクリエーション、しめ縄づくりなど

青年教室

①七月～八月(九回)
②未婚の男女
③レク、スポーツ、キャンプ、父親学級との交流など

親子読書会

①五月～二月(十回)
②小学生以下の子とその親
③親子での本読み、先生による読み聞かせ、みんなで本読

建築事務所住宅管理係(宇部市琴芝町一丁目一五〇 ☎八三六〇七一二五)。

20歳以上の新卒者は 年金手続き忘れずに

今春、学校を卒業された二十歳以上のみなさん、卒業後の進路によつては、国民年金の手続きが必要です。

学生でも二十歳以上の人は国民年金加入が原則です。したがって、会社などに就職され厚生年金や共済組合に加入

みな

乳幼児学級

①五月～十二月(八回)
②乳幼児を持つ母親(開講時間にお子さんを預ります)
③講義、実習、話し合い

少年教育講座

①(前期)六月二十日～七月十一日(四回)
(後期)十一月二十八日～十二月十九日(四回)
②町内在住の小・中学生
③レク、ゲーム、オリエンテリング、キャンプ、クリスマス会など

フープロ教室

①十二月(3回)
②どなたでも

される場合は国民年金をはずれることとなりますので国民年金に加入している市町村に届け出てください。

本町の場合は住民課です。

県内就職の指導・相談

5月26日は小郡町で

県内の商工関係団体主催の「ふるさと山口就職ガイダンス92」が五月二十六日に、小郡町の山口グランドホテル新幹線口で開かれます。

来春、大学・短大などを卒業

③基本的操作の習得

16ミリ 映写技術講習会

①七月七・八・九日
②どなたでも
③16ミリ映写機の初歩的な操作方法

ビデオの写し方・ 編集教室

①九月十六・十七・十八日
②どなたでも
③基礎的なビデオの写し方・編集

青少年健全育成の ポスターなど募集

県は七月の「青少年を非行から守る全国強調月間運動」に合わせてポスター、標語、四コマコミックを募集します。

業する人を対象に、県下の事業所に就職してもらったための説明会。

県内三百七十五社の情報を掲載した「企業ガイドブック」を配ったり、相談に応じたりします。

東京会場は五月十二日、九段会館。大阪会場は五月十五日、大阪商工会議所で開催。

問い合わせは町産業課商工水産係へ。

催しもの

23日 高齢者教室(公、後1時半)
機能訓練(公、前10時)
24日 ポリオ生ワクチン投与(役、後1時半)
28日 町子連總會(公、後7時半)

☆☆☆☆☆☆ 十七夜祭は5月17日

阿知須名物「恵比須神社の十七夜祭」はことしは五月十七日(日)です。
恒例の踊り曳き山は小郡郷が担当、午後は阿知須小学校で子ども相撲大会、夜は海岸で花火大会が催されます。

あきあきカラオケ大会